

# 総合事業サービスの基準

サービス種別	通所型サービス A（現在の通所サービスよりも基準を緩和したサービス）																					
サービス内容	<p>○入浴、排泄、食事等の身体介助を行わないサービス</p> <p>○閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス （専門職の指導を必要としないサービスで、交流目的や運動、レクリエーションを主体としたもの）</p> <p>○送迎は必要な方のみ（送迎加算はなし）</p>																					
対象者とサービス提供の考え方	○身体介護が不要な要支援者、事業対象者																					
実施方法	事業者指定																					
人員基準	<p>①管理者 常勤1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>②介護職員等 ～15人専従1人以上 16人～利用者1人に専従0.1以上 ※事業所で介護保険法の理念（1～4条）・個人情報保護等の研修を実施</p>																					
設備基準	<p>①サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ※既存事業所で一体的に実施する場合、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容の区別などは必要 ※定員、スタッフの区分が必要</p> <p>②消火設備、その他非常災害等に必要な設備</p> <p>③必要なその他の設備・備品</p>																					
運営基準	緊急時等の対応、衛生管理、記録整備（必要に応じて個別サービス計画の作成、サービス内容、苦情内容、事故状況及び処置について、市町村への通知に係る記録）、個人情報保護について、廃止・休止の届出と便宜の提供																					
単価・単位	<p>●単価 地域区分（厚生労働大臣が定める一単位の単価）に準ずる</p> <p>●単価設定 1回あたり</p> <p>●単位 370単位（3,799円） ※週1回程度月4回まで 週2回程度月8回まで ※サービス提供時間は2時間以上5時間程度</p> <p>○減算</p> <table border="0"> <tr> <td>利用定員を超える場合</td> <td>×</td> <td>70%</td> <td>（1回あたり259単位）</td> </tr> <tr> <td>従業員の欠員がある場合</td> <td>×</td> <td>70%</td> <td>（1回あたり259単位）</td> </tr> <tr> <td>事業者と同一建物の利用者等</td> <td>×</td> <td>90%</td> <td>（1回あたり333単位）</td> </tr> <tr> <td>利用定員を超える場合＋事業者と同一建物の利用者等</td> <td>×</td> <td>70%×90%</td> <td>（1回あたり233単位）</td> </tr> <tr> <td>従業員の欠員がある場合＋事業者と同一建物の利用者等</td> <td>×</td> <td>70%×90%</td> <td>（1回あたり233単位）</td> </tr> </table>		利用定員を超える場合	×	70%	（1回あたり259単位）	従業員の欠員がある場合	×	70%	（1回あたり259単位）	事業者と同一建物の利用者等	×	90%	（1回あたり333単位）	利用定員を超える場合＋事業者と同一建物の利用者等	×	70%×90%	（1回あたり233単位）	従業員の欠員がある場合＋事業者と同一建物の利用者等	×	70%×90%	（1回あたり233単位）
利用定員を超える場合	×	70%	（1回あたり259単位）																			
従業員の欠員がある場合	×	70%	（1回あたり259単位）																			
事業者と同一建物の利用者等	×	90%	（1回あたり333単位）																			
利用定員を超える場合＋事業者と同一建物の利用者等	×	70%×90%	（1回あたり233単位）																			
従業員の欠員がある場合＋事業者と同一建物の利用者等	×	70%×90%	（1回あたり233単位）																			

